

消費生活センター だより

消費生活に関するご相談は牛久市消費生活センターへ

【相談日】 月～金曜日(午前9時～午後4時)

【問い合わせ】 牛久市消費生活センター ☎830-8802 FAX830-8803

原野商法の二次被害に注意!

事例

40年くらい前に、北海道の山林を70万円で購入した。1カ月ほど前、「この土地を買いたがっている人がいるので坪12万円で売ってほしい」と電話が来た。購入希望者の



買い付け証明書や印鑑証明書が届いたので信用してしまい、土地に生えている木を取り除くための整地代として約20万円を個人名義の口座に振り込んだ。その後、さらに「道を造る」などと言われ、5回以上にわたって合計約420万円を振り込んだ。しかし、電話しても業者と連絡がとれなくなってしまった。どうすればよいか。

対処方法

右記の事例の場合、相手の業者と連絡不能になってしまったため被害回復は困難です。過去に原野商法で被害に遭った方が高齢になり二次被害に遭っている例が多く、周囲の見守りが必要です。

◆セールストークをうのみにせず、不審な勧誘はきっぱり断る。

◆土地の所在する自治体などに現況を問い合わせ、セールストークの具体的根拠や背景などが事実としてあるのかを確認する。

◆できる限り土地の現況、登記簿情報を自分や家族の目で実際に確認する。

※トラブルに遭われた方は、一人で悩まず早めにご相談ください。



「牛久のわん・にゃんこ」



菅谷家(ひたち野西4丁目)の“くるみちゃん”(MIX/メス/2歳)

2年前のクリスマスに保護され、我が家にやって来ました。お外で遊ぶのが大好きなとってもフレンドリーな女の子です。

※掲載希望の方は、環境政策課(☎内線1562)か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソード(100文字程度)を添えて郵送または、Eメール(kankyout@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

【応募先】 〒300-1292牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課
「牛久のわん・にゃんこ係」

ドッグラン市民無料開放日 10月2日(水)・13日(日)・23日(水)

問 ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5) ☎886-6616

※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。
※利用条件など、詳しくはツインギー・アンド・パラダイスへお問い合わせください。

●忘れていませんか? 犬の登録と狂犬病予防注射!

室内・室外飼育の区別なく、生後3カ月以上の全ての犬に、「登録」と「狂犬病注射」が法律で義務付けられています。犬にも「登録」が必要です。登録すると「鑑札」が発行されます。狂犬病予防注射は、1年に1回実施し、市内動物病院または、市役所で注射済票が発行されます。

問 環境政策課 ☎内線1562